

**令和 3 年度 6 月
追加補正予算（案）について
（第 10 号補正）**

**令 和 3 年 6 月
企画財政部財政課**

令和3年度各会計別予算額調（令和3年6月議会追加分）
（新型コロナウイルス感染症対策）

（単位：千円）

【参考】

会 計 別	現 計 予 算 額		補 正 額	合 計		対当初 伸 率	対前年度 同期伸率	令和2年度 同期予算額 (6月8号補正後)	
	金 額	構成比		金 額	構成比				
一 般 会 計	230,066,667	60.1	158,727	230,225,394	60.1	2.6	▲16.2	274,650,175	
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	531,835	0.1	-	531,835	0.1	-	14.8	463,103
	国 民 健 康 保 険 事 業	53,769,189	14.0	-	53,769,189	14.0	0.0	▲2.0	54,885,428
	土 地 取 得	2,187,377	0.6	-	2,187,377	0.6	-	▲9.1	2,405,948
	中 央 卸 売 市 場 事 業	268,562	0.1	-	268,562	0.1	-	7.4	249,966
	駐 車 場 事 業	249,294	0.1	-	249,294	0.1	-	▲57.3	583,818
	財 産 区	40,479	0.0	-	40,479	0.0	-	48.1	27,340
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	136,813	0.0	-	136,813	0.0	-	70.4	80,271
	介 護 保 険 事 業	48,508,443	12.7	-	48,508,443	12.7	-	4.8	46,286,264
	生 活 排 水 事 業	563,888	0.1	-	563,888	0.1	-	3.8	543,248
	診 療 所 事 業	358,850	0.1	-	358,850	0.1	-	▲1.6	364,677
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	6,014,998	1.6	-	6,014,998	1.6	-	3.2	5,827,769
	長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理	997,242	0.3	-	997,242	0.3	-	▲16.2	1,189,361
	小 計	113,626,970	29.7	-	113,626,970	29.7	0.0	0.6	112,907,193
公 営 企 業 会 計	水 道 事 業	16,476,686	4.3	-	16,476,686	4.3	-	1.2	16,278,344
	下 水 道 事 業	22,639,799	5.9	-	22,639,799	5.9	-	▲3.2	23,385,825
	小 計	39,116,485	10.2	-	39,116,485	10.2	-	▲1.4	39,664,169
合 計	382,810,122	100.0	158,727	382,968,849	100.0	1.6	▲10.4	427,221,537	

令和 3 年度 6 月追加補正予算について
(新型コロナウイルス感染症対策)

■会計別補正予算の内訳

(単位：千円)

区 分	一般会計	特別会計	企業会計	計
1 社会経済対策に係るもの	158,727	-	-	158,727
計	158,727	-	-	158,727

■一般会計補正予算の内容

1 社会経済対策に係るもの 【 158,727 千円】

- ・生活困窮者支援費（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費）

令和3年度6月市議会定例会 追加補正予算（案）の主な内容

（新型コロナウイルス感染症対策）

I 一般会計予算 **158,727** 千円

事業名	補正額 (千円)	内 容	担当課
3 款 民 生 費	158,727		
1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費	158,727 支援金156,000 事務費2,727	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることに伴い、生活に困窮する世帯に対して、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことを目的として自立支援金を支給するもの。</p> <p>【支給対象者】</p> <p>①緊急小口資金等の特例貸付が限度額に達している世帯 ②総合支援資金（特例措置）の再貸付について不承認とされた世帯等</p> <p>【支給要件】</p> <p>①収入要件：市民税均等割額が非課税となる収入額の1/12及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下 【参考】 1人世帯：117,000円 2人世帯：166,000円 3人世帯：204,000円</p> <p>②資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（ただし100万円以下） ③求職等の要件：ハローワークでの求職活動、又は生活保護の申請</p> <p>【支給額】</p> <p>単身世帯：月6万円 2人世帯：月8万円 3人以上世帯：月10万円</p> <p>【支給期間】</p> <p>令和3年7月以降の申請月から<u>3か月</u> (申請受付は令和3年8月末まで)</p> <p>※住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金及び低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能</p>	中央総合事務所 生活福祉1課